

発行 愛 媛 県

第211号

	₹ ₩ 3	40月1日次唯		第2□写								
		♦	目規	次 則	♦							
食品衛生法施行統	細則等の一部を改正する等の規	見則								(薬務	衛生課) 794
			告	示								
保安林予定森林	にする旨の通知									(森林	整備課) 802
	積の限度の公表											
指定居宅サービ	ス事業者の指定								(東予地)	· 方局地域	福祉課) 804
指定介護予防サー	- ビス事業者の指定								("	-) 805
指定居宅サービ	ス事業の廃止								("	,) 805
指定介護予防サ	- ビス事業の廃止								(") 805
土地改良事業の	計画の変更の認可							(中	予地方局院	農村整備	第一課) 805
指定居宅サービ	ス事業者の指定								(南予地)	方局地域	福祉課) 805
指定介護予防サ	ービス事業者の指定								(") 805
建設業者の許可の	の取消し								(南 ⁻	予地方局	管理課) 806
			訓	\$								
愛媛県保健所処	務規程等の一部を改正する訓令	>								(衛生課) 806
ZWN MEMZ		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								(***)	141	, 000
			公	告								
	の公表											•
トップリフター	の購入									(会計課) 815
			人事委	美員会規則								
愛媛県に公平委員	員会の事務を委託している地方	5公共団体の管理職員	等の筆	節囲を定める	規則の一部	部を改正す	る規則		(人	事委員会	事務局) 816
			公学·	企業告示								
奈陀の光数に な	る公金の収納の事務の委託								(八类人)	# <u>**</u>	ュルハマケキ田	010
病院の美務に係	る公金の収納の事務の会託								(公宫征	美官 理同	総務誅) 818
この県報に	掲載される入札告示、	落札者等の告	示及	び入札な	と告は、	WTO	に基づ	うく政	府調達	に関す	する協	定の
適用を受ける	ものである。											
			規	則								
)愛媛県規則第61	号											
食品荷生法施行	- 細則等の一部を改正する等	この担則を次のよう	に定	める								

О

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第1条 この細則で、「法」とは食品衛生法(昭和22年法律第233	第1条 この細則で、「法」とは食品衛生法(昭和22年法律第233
号)を、「規則」とは食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第	号)を、「規則」とは食品衞生法施行規則(昭和23年厚生省令第
23号)を	23号)を、「条例」とは食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条
いう。	<u>例第16号)を</u> いう。
(書類の経由)	(書類の経由)
第2条 法、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)、規則、	第 2 条 規則

食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生する おそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府・厚生労働省 令第11号)又はこの細則により、知事に提出する書類は、所轄の 保健所長を経由しなければならない。

(食品等検査手数料)

- 第3条 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)別表の 第3条 条例別表第7 1の項 1の項の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。 (営業許可申請に係る添付書類の特例)
- 第4条 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けようとする 者(以下「申請者」という。)は、規則第67条第5号の水質検査 の結果を証する書類の写しに代えて、食品衛生検査施設(法第29 条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。)、登録検査機 関(法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。)、建築物 における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号) 第12条の2第1項の規定に基づき建築物における飲料水の水質検 査を行う事業者として登録を受けた者又は知事の指定した試験施 設で検査した成績書の写しを提出することができる。
- 2 申請者は、当該営業において愛媛県水道条例(昭和38年愛媛県 条例第19号)による水道水を使用する場合にあつては、規則第67 条第5号の規定にかかわらず、同号の水質検査の結果を証する書 類の写しを提出することを要しない。

(許可の更新に係る申請書の提出期間)

第 5 条 法第55条第1項の規定による営業の許可の有効期間満了に 第 5 条 規則第67条の規定による申請書は、食品営業許可申請書 際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつて は、申請者は、規則第67条の申請書を当該許可の有効期間満了前 1月以内に知事に提出しなければならない。

(営業許可証)

- **第6条** 法第55条第1項の規定により営業を許可するときは、営業 **│第7条** 法第52条第2項の規定により営業を許可するときは、営業 許可証(別記様式)を申請者に交付し、不許可の場合は、その 旨を通知する。
- 2 · 3 省略

(地位承継及び変更の届出の際の営業許可証の添付等)

第7条 法第56条第2項に規定する届出及び規則第71条に規定する 第 届出 (規則第67条第1号(申請者の氏名(法人にあつては、その 名称)に係る部分に限る。)又は第2号に掲げる事項の変更に係 るものに限る。)は、許可営業者の地位を承継した者及び許可営 業者にあつては、営業許可証を添付してしなければならない。

又はこの細則により、	知事に提出する書類は、	営業所
<u>所在地を管轄する</u> 保健所長を経由	しなければならない。	

(食品等検査手数料)

- - の右欄の規則で定める金額は、別表のとおりとする。

(食品衛生管理者設置(変更)届出書)

第4条 規則第49条第1項の届出書は、食品衛生管理者設置(変 更)届出書(様式第1号)によらなければならない。

(食品営業許可申請書)

- (様式第2号)によらなければならない。
- 2 前項の申請書には、法人にあつては、定款の写し又は登記事項 証明書を添えなければならない。
- 3 第1項の申請書には、水道法(昭和32年法律第177号)又は愛 媛県水道条例(昭和38年愛媛県条例第19号)による水道水以外の 水を使用する者にあつては、食品衛生検査施設(法第29条第1項 及び第2項に規定する検査施設をいう。)、登録検査機関(法第 4条第9項に規定する登録検査機関をいう。)又は知事の指定し た試験施設で検査した成績書を添えなければならない。
- 4 第1項の申請書には、営業者から当該営業を譲り受けた者にあ つては、契約書の写しその他の営業の譲渡を証する書類を添えな ければならない。
- 第6条 規則第67条第2項に該当する者は、許可有効期限満了前1 月以内に、食品営業許可申請書の該当欄に同項に規定する事項を 記入して、これを提出しなければならない。

(営業許可証)

- 許可証(様式第3号)を申請者に交付し、不許可の場合は、その 旨を通知する。
- 2 · 3 省略

(地位承継届出書)

第8条 規則第68条から第70条までの届出書は、地位承継届出書 (様式第4号)によらなければならない。

(変更等届出書)

9条	規則第71条に規定する
届出は、変更等届出書(様式第5号)に	<u> </u>
営業許可証を添付して	: しなければならない。 <u>た</u>
だし、当該届出が規則第67条第1項第1	号(由請者の住所(法人

ない。

	にあつては、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)に係
	る部分に限る。)又は第5号に係るものであるときは、営業許可
	証の添付を要しない。
2 知事は、前項の届出があつた	2 知事は、前項の届出(同項ただし書の場合を除く。)があつた
ときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。	ときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。
	 第10条 法第52条の規定によつて、許可を受けた営業者が、廃業若
	しくは30日以上休業しようとするとき、又は休業中の者が復業し
	ようとするときは、変更等届出書により速やかに知事に届け出な
	ければならない。
	(集団給食関係報告書)
	第11条 条例第 6 条の規定による報告は、集団給食関係報告書(様
	式第6号)によらなければならない。
(廃業の届出の際の営業許可証の添付等)	(死亡等の届出)
第8条 規則第71条の2に規定する届出は、許可営業者にあつて	(70 E 3 47 MA EA 7
は、営業許可証を添付してしなければならない。	
2 規則第71条の2の場合において営業者が死亡し、若しくは	 第12条 第10条 において営業者が死亡し、若しくは
失踪の宣告を受け、又は解散したときは、戸籍法(昭和22年法律	失踪の宣告を受け、又は解散したときは、戸籍法(昭和22年法律
第224号)による死亡若しくは失踪の届出義務者又は清算人が同	第224号)による死亡若しくは失踪の届出義務者又は清算人が届
条の届出を行わなければならない。	
	第13条 削除
附則	 附 則
第9条 省略	第14条 省略
第10条 省略	第15条 省略
第11条 省略	第16条 省略
横式第3号(第6条 第8条 関係)	────────────────────────────────────
(表)	(表)
省略	省略
より、次の条件を付けて許可します。	より、次の条件を付けて許可します。
省略	省略
(裏) 省略	(裏) 省略
(衣) 目間	(表) 目"口
第2条 食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。	
様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式とする	'o
様式第4号から様式第6号までを削る。	
(愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部改正)	
第3条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(昭和28年愛媛県	規則第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規	定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (試験公告) (試験公告) 第1条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第 第1条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第 __以下「条例」という。)第4条の規 63号。第6条第1号を除き、以下「条例」という。)第4条の規 定によるふぐ取扱者試験(以下「試験」という。)を行うとき 定によるふぐ取扱者試験(以下「試験」という。)を行うとき は、期日、場所、受験願書の締切期日その他試験施行について必 は、期日、場所、受験願書の締切期日その他試験施行について必 要な事項を、その都度公告する。 要な事項を、その度に公告する。 (免許申請) (免許申請) 第6条 条例第3条第1項の免許を受けようとする者は、別記様式 第6条 条例第3条第1項の免許を受けようとする者は、別記様式 第3号による免許・再免許申請書に次に掲げる書類及び条例第14 第3号による免許・再免許申請書に次に掲げる書類及び条例第14 条第1項第2号の免許手数料を添えて知事に提出しなければなら 条第1項第2号の免許手数料を添えて知事に提出しなければなら

他の都道府県

において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を<u>受けている者に</u>

ない。

(1) 試験の合格証書の写し若しくは合格証明書又は他の都道府県

において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を

受けていることを証する書類

あつては、当該免許等を受けていることを証する書類

(2) • (3) 省略

- (ふぐの取扱所の届出)
- 第9条の2 条例第10条の2第1項の規定によるふぐの取扱所の届 出は、別記様式第6号の2による届出書に次に掲げる書類を添え てしなければならない。
 - (1) 主たるふぐ取扱者の免許証の写し
 - (2) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲 げる営業にあつては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第 52条第1項の許可を受けていることを証する書類(以下「営業 許可証」という。)の写し
 - ③ 食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営業以外の営業にあつ ては、営業設備の大要及びふぐの取扱所付近の見取図
- 条例第10条の2第2項の規定による変更の届出は、別記様式第 6号の3による届出書に次に掲げる書類を添えてしなければなら ない。
- (1) 条例第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる事項に変更 を生じた場合にあつては、当該ふぐの取扱所に係る次条の届出 済証
- (2) 条例第10条の2第1項第3号又は第5号に掲げる事項(ふぐ の取扱所の名称を除く。)に変更を生じた場合であつて、営業 の種類(同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、変 更後の営業の種類)が食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営 業であるときは、営業許可証の写し
- ③ 条例第10条の2第1項第4号に掲げる事項に変更を生じた場 合にあつては、変更後の主たるふぐ取扱者の免許証の写し (届出済証の様式)
- 第9条の3 条例第10条の3第1項の届出済証は、別記様式第6号 の4による。

(紛失等の届出書)

第9条の4 条例第10条の3第3項の規定による紛失等の届出は、 別記様式第6号の5の届出書に届出済証を毀損した場合にあつて は当該届出済証を添えてしなければならない。

(廃業等の届出書)

第9条の5 条例第10条の4の規定による廃業等の届出は、別記様 式第6号の6の届出書によらなければならない。

(検査証票の様式)

第10条 条例第11条第2項の規定による検査職員の証票は、別記様 式第7号による。

(保健所を設置する市が処理する事務)

第13条 条例第15条第6号の規則で定める事務は、次に掲げる事務 **第13条** 条例第15条第7号の規則で定める事務は、次に掲げる事務 とする。

(1)~(3) 省略

樣式第1号(第3条関係)

省略				
省略				写 真
氏 名				<u>ちよう付欄</u>
性別	男 女	年 齢	歳	省略
省略				省略

第10条 削除

(保健所を設置する市が処理する事務)

とする。

(1)~(3) 省略

様式第1号(第3条関係)

省略	
省略	写真貼付欄
氏 名	省略
省略	省略

省略

省略

記入上の注意	記入上の注意
	1 印の欄は、記入しないでください。
	2 のある欄は、該当する にレ印を付してください。
愛媛県収入証紙貼付欄	愛媛県収入証紙ちよう付欄
省略	省略
式第3号(第6条関係)	様式第3号 (第6条関係)
省略	省略
ふりがな	ふりがな 男
氏 名	
生年月日 年月日	生年月日 年月日 年齢 歳
省略	省略
注意 1 ・ 2 省略	注意 1 ・ 2 省略
	3 記名押印に代えて署名することができる。
3 次に掲げる書類を添付してください。	4 次に掲げる書類を添付してください。
(1)	(1) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第4条の規定に
	よるふぐ取扱者試験の合格証書の写し若しくは合格
他の都道府県において条例に基づきふぐ	証明書又は他の都道府県において条例に基づきふぐ
の取扱いの免許等を <u>受けている者にあつては、当該</u>	の取扱いの免許等を
<u>免許等を</u> 受けていることを証する書類	受けていることを証する書類
(2) • (3) 省略	(2) • (3) 省略
省略	省略
	省 略 三 第 号様条 条条へ 関六 二 式の 、 、第
省略 第一	略 三 三 第 号 様 条 条 条 、 第 元 様 の ま の ま の ま の ま の ま ろ の ま ろ の ま ろ の ま ろ り る の ま ろ り る の り る の と の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら の ら
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 第 八
省略 様様 様様 様様	略 三 第 号 様 条 条 条 条 第 第
省略 第 号 様 条 条 条 条 第 四 号 様式第6号の2から様式第7号までを削る。 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部 条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規 改 正 後	略 三 第 号 様 条 条、第 条、第 代
省略 第 号 様 条 条 条 第 (略 三 第 号 様 条 条、条、第(関係 号 の 式 第 五 、 加 八 七 第改正) (平成4年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。 限定に下線で示すように改正する。 改 正 前 様式第1号(第2条関係) 食鳥処理事業許可申請書
省略 第 号 様 条 条 条 第 (第 男 号 様 式第 第 号 様 式第 第 号 様 式第 第 五 、 第 四 号 様 式第 5 号 式 第 五 、 第 1 号 を削る。 様式第6号の2から様式第7号までを削る。 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部 また 食 の と	略 三 (平成4年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。 別定に下線で示すように改正する。 別定に下線で示すように改正する。 (本式第1号(第2条関係) 食鳥処理事業許可申請書 (本式第1号(第2条関係) 食鳥処理事業許可申請書
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 第 元
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 第 条 条 条 第 条 条 第 条 条 第 条 条 第 条 条 第 条 条 第 元 第 五 、 第 九 八 七 都改正) (平成 4 年愛媛県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。 現定に下線で示すように改正する。
省略 第一号 様 八 第二号 様式第四号 様式第6号の2から様式第7号までを削る。 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規格 氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) _ 省略 (愛媛県収入証紙貼付欄) 注1 省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 第 八 第 元 号 様 表 の 二 次 第 元 号 の 元 様 式 第 五 元 次 元 表 元 章 元 と ができる。 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。 3 省略 様式第3号(第2条関係) 届出食肉販売業者届
省略 祭、祭、第八 会	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 第 九 八 大 七 部 次正) (平成 4 年愛媛県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。 別定に下線で示すように改正する。
省略	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 第 八 十 を
省略 祭、祭、第八 会	略 三 第 号 様 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 第 九 八 八 年

注1 省略

2 現に食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条 <u>第3号</u>に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証 する書類の写しを添付すること。

様式第7号(第3条関係) 承継届

省略 氏 名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 省略 注1 省略

2 省略

注1 省略

- 2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 <u>することができる。</u>
- 3 現に食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条 第12号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証 する書類の写しを添付すること。

様式第7号(第3条関係) 承継届

(自主回収の着手又は終了の報告)

省略 氏 名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 省略

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名 することができる。

正

前

3 省略

(愛媛県食の安全安心推進条例施行規則の一部改正)

改

正

後

第5条 愛媛県食の安全安心推進条例施行規則(平成21年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2条 条例第22条第1項本文の規定による報告	は、自主回収着手
報告書(様式第1号)を提出して行わなければ	ならない。_
2 前項の報告書には、次に掲げる写真及び書類	を添付しなければ
ならない。	
(1) 回収する食品等を撮影した写真があるとき	は、その写真
② 回収する食品等に表示事項があるときは、	その表示事項を記
載した書類	
③ 新聞、ラジオ放送、テレビジョン放送、イ	ンターネットその
他の方法により広告をする場合は、その広告	の内容を記載した
書類	
3 条例第22条第3項の規定による報告は、自由	<u> </u>
(様式第2号)を提出して行わなければならな	<u> 11.</u>
4 第1項及び前項の規定により知事に提出する	書類は、次の表の
左欄に掲げる回収理由の区分に応じ、それぞれ	同表の右欄に掲げ
る機関を経由しなければならない。この場合に	おいて、経由すべ
き機関が2以上あるときは、それらの機関のう	ち、いずれかの機
関を経由すれば足りる。	
回収理由	機関
食品衛生法(昭和22年法律第233号)若しくは	事業所、事務
健康増進法(平成14年法律第103号)の規定又	<u>所その他の事</u>
は食品表示法(平成25年法律第70号)の規定	業に係る施設
(国民の健康の保護及び増進を図るために必	又は場所(以
要な食品に関する表示に係る部分に限る。)	下「事業所
に違反し、又は違反するおそれがあること。	等 」と (1
	う。)の所在
	地を管轄する
	<u>保健所長</u>
農薬取締法(昭和23年法律第82号)、日本農	事業所等の所
林規格等に関する法律(昭和25年法律第175	在地を管轄す
号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和	る地方局長
	799

	37年法律第134号)若しくは米穀等の取引等に
	係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する
	法律(平成21年法律第26号)の規定又は食品
	表示法の規定(国民の健康の保護及び増進を
	図るために必要な食品に関する表示に係る部
	分を除く。)に違反し、又は違反するおそれ
	<u>があること。</u>
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 事業所等の所
	法律(昭和28年法律第35号)又は医薬品、医 在地を管轄す
	療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等 る家畜保健衛
	に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定 生所長
	に違反し、又は違反するおそれがあること。
	計量法(平成4年法律第51号)の規定に違反 計量検定所長
	し、又は違反するおそれがあること。
(危害情報の申出)	(危害情報の申出)
<u>第2条</u> 条例 <u>第23条第1項</u> の規定による申出は、次に掲げる事項を	第3条 条例 <u>第25条第1項</u> の規定による申出は、次に掲げる事項を
明らかにして行わなければならない。	明らかにして行わなければならない。
(1) • (2) 省略	(1) • (2) 省略
第 3 条 省略	第4条 省略
第 4 条 省略	第5条 省略
第 5 条 省略	第6条 省略
第 6 条 省略	<u>第7条</u> 省略
第7条 省略	<u>第8条</u> 省略

様式第1号及び様式第2号を削る。

(愛媛県食品行商条例施行規則の廃止)

第6条 愛媛県食品行商条例施行規則(昭和28年愛媛県規則第6号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和3年愛媛県条例第11号。以下「改正条例」という。)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例第2条の規定による改正前の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号)第10条の2から第11条までの規定の適用については、第3条の規定による改正前の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第9条の2(第1項を除く。)から第10条まで及び様式第6号の3から様式第7号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則様式第6号の4及び様式第7号中「愛媛県ふぐの取扱いに関する条例」とあるのは、「食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和3年愛媛県条例第11号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例」とする。
- 3 この規則施行の際現に提出されている旧規則様式第3号の規定による申請書は、第3条の規定による改正後の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則様式第3号の規定による申請書とみなす。
- 4 改正条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例第3条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例(平成20年愛媛県条例第71号)第22条の規定の適用については、第5条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例施行規則第2条、様式第1号及び様式第2号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則様式第1号及び様式第2号中「愛媛県食の安全安心推進条例」とあるのは、「食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和3年愛媛県条例第11号)附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第3条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例」とする。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

5 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている 書類の押印 署名又は署名押印(これらに類するものを含む)に	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)に

ついては、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、	ついては、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、
報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。	報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。
(1) 省略	(1) 省略
	(2) 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)樣式第2号
	及び様式第4号
(2) 省略	(3) 省略
(3) 省略	(4) 省略
<u>(4)</u> 省略	(<u>5</u>) 省略
(5) 省略	(6) 省略
(6) 省略	(7) 省略
(7) 省略	(8) 省略
(8) 省略	(9) 省略
(9) 省略	(10) 省略
(10) 省略	(11) 省略
(11) 省略	(12) 省略
	(13) 省略
(13) 省略	
(14) 省略	
	 (16) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則(昭和28年愛媛県規
	則第7号)様式第3号
(15) 省略	
	(18) 省略
	(20) 省略
(19) 省略	(21) 省略
20 省略	(2) 省略
(21) 省略	(3) 省略
22 省略	(24) 省略
(23) 省略	(25) 省略
(24) 省略	(26) 省略
<u>···</u>	(27) 省略
<u>26</u> 省略	(28) 省略
(27) 省略	(29) 省略
② 省略	③0 省略
② 省略	(31) 省略
<u>⑤</u> 省略	③2 省略
(31) 省略	(33) 省略
(32) 省略	(34) 省略
<u>33</u> 省略	(35) 省略
(34) 省略	36 省略
(35) 省略	37) 省略
(36) 省略	(38) 省略
(37) 省略	(39) 省略
<u>55</u>	(40) 省略
	(41) 省略
(39) 省略 (40) 省略	(42) 省略
_	_
(d) 省略 (d) 2 8 8	(43) 省略
(d) 省略	(4) 省略
(4) 公路	45 省略
(4) 省略	46 省略
(45) 省略	<u>47</u> 省略
(4) 省略	(48) 省略
<u>47</u> 省略	(49) 省略

		₹4H3 ∓ 0/3 T ☐ ₩			72.11.J
(48)	省略		(50)	省略	
(49)	省略		(51)	省略	
(50)	省略		(52)	省略	
(51)	省略		(53)	省略	
(52)	省略		(54)	省略	
(53)	省略		(55)	省略	
(54)	省略		(56)	省略	
(55)	省略		(57)	省略	
(56)	省略		(58)	省略	
(57)	省略		(59)	省略	
(58)	省略		(60)	省略	
(59)	省略		(61)	省略	
(60)	省略		(62)	省略	
(61)	省略		(63)	省略	
(62)	省略		(64)	省略	
(63)	省略		(65)	省略	
(64)	省略		(66)	省略	
			(67)	食鳥	処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平
			<u>成</u>	14年	愛媛県規則第1号)様式第1号、様式第3号及び様式第7
			툿	<u>1</u>	
(65)	省略		(68)	省略	
(66)	省略		(69)	省略	
(67)	省略		(70)	省略	
(68)	省略		(71)	省略	
(69)	省略		(72)	省略	
(70)	省略		(73)	省略	
(71)	省略		(74)	省略	
(72)	省略		(75)	省略	
(73)	省略		(76)	省略	
(74)	省略		(77)	省略	
(75)	省略		(78)	省略	
	省略		-	省略	
—	省略		(80)	省略	
(78)	省略		(81)		
(79)	省略		(82)	省略	
(80)	省略 省略		(83)	省略省略	
(81)	自哈 省略		(84)	自哈 省略	
(82)	目哨		(00)	日哈	
			1		

告 示

○愛媛県告示第765号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 上浮穴郡久万高原町二名乙2001の1、乙2001の3、乙2004、乙2008、乙2011、乙2024
- 2 指定の目的水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万 高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第766号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。 令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保安林の種類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
AG	水源かん養保安林	480 .11	四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び金砂町が出りの名。郊に四名
銅 山 川	土砂流出防備保安林	19 .74	び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限 る。)
金生川~加茂川	水源かん養保安林	369 27	新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	829 50	黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。)に限る。)、四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町
中 山 川	水源かん養保安林	191 .95	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松
. 4 //	土砂流出防備保安林	265 92	町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。)を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
今 治 地 区	水源かん養保安林	50 .70	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北
	土砂流出防備保安林	388 .11	合、 級川、 塚川原、 「乗成、 圧 、 圧 が、 帯 床 光、 色 が、 音 心 寸、 高 由、 尾 年、 北 条 辻、 常 竹、 土 手 内、 河野中 須賀、 中 通、 中 西 内、 中 西 外、 立 岩 中 村、 夏 目 、 西 谷、 萩原、 八 反 地、 平 林、 麓、 河野 別 府、 北 条、 本 谷、 宮 内、 安 岡、 正 岡 神 田、 横 谷、 和 田、 光 洋 台、 府 中 、 柳 原 に 限 る。)
W	水源かん養保安林	267 50	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、 大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、 儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下 難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、 河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平 林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、
重信川	土砂流出防備保安林	628 62	所中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、北洋田、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
小 田 川	水源かん養保安林	21 .64	 喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、 中田渡、上田渡、臼杵、中川(一部を除く。)に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、
у E ///	土砂流出防備保安林	75 .17	王谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
肱川	水源かん養保安林	824 .16	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、 吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田
版 川	土砂流出防備保安林	107 .14	及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
八幡浜地区	水源かん養保安林	14 38	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び
八帽供地区	土砂流出防備保安林	57 .94	山田の各一部に限る。)
	水源かん養保安林	584 40	党和自士/一眼町及78駅川の一切を除 人 \ 去党和 和巫去町
宇和島地区	土砂流出防備保安林	119 .69	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
吉海宮窪地区	土砂流出防備保安林	18 .08	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土砂流出防備保安林	19 .84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土砂流出防備保安林	3 .10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39 20	今治市上浦町、大三島町
中島 地区	土砂流出防備保安林	2 55	松山市(中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四万十川	水源かん養保安林	548 50	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
四万十川	土砂流出防備保安林	38 .76	丁개冊明中(一周四以及び封川以「即に限る。 丿、礼士和郡港礼町、位野町
/- 油 III I +	水源かん養保安林	823 .46	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大
仁 淀 川 上 流 	土砂流出防備保安林	50 .44	野ヶ原の一部に限る。)

東	干害防備保安林	19 .10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島宮川三丁目、三島中央三丁目、三島中央三丁目、三島中央三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島金子三丁目、三島の田川田田、田、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
中 予	干害防備保安林	4 .14	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南	 干害防備保安林 	20 .02	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、 広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東 予	保健保安林	17 92	新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今 治 地 区	保健保安林	29 34	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中予	保健保安林	13 84	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛渕、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)
八幡浜~肱川	保健保安林	20 .96	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島~四万十川	保 健 保 安 林	3 .78	宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3 .10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)

注 銅山川、金生川~加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第767号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定	居	宅	サ	– Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名			称	所		在		地	泪足牛月口	リーし入の作業
株式会社こころ	訪問看護ステ-	-ション	ひな	た	愛媛県新月野ビル2	居浜市! 階東	東田二	丁目138	85-1直	令和3年4月1日	訪問看護
医療法人隆典会	デイサービス	・リトン			愛媛県今海	台市吉河	海町名4	4680番均	也	令和3年4月1日	通所介護
株式会社ソラスト	介護付有料老 湯ノ浦	ホーム	ソラス	トさらさ	愛媛県今海	台市湯	ノ浦22			令和3年4月1日	特定施設入居者生 活介護
有限会社ライフケア	ライフケア				愛媛県新月号	居浜市	喜光地區	町一丁目	目7番17	令和3年4月1日	通所介護
合同会社えひめ介護	えひめ介護へ	レパース	テーシ	ョン	愛媛県西	条市新日	田196番	計地 1		令和3年4月1日	訪問介護

○愛媛県告示第768号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定介護予防サービス事業者の	指定	介言	蒦 予	防	サ ー	ビス事	業所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名			称	所	在	地	拍处平月口	リーこ人の種類
株式会社こころ	訪問看護スラ	ーション	/ ひなか	יַנ	愛媛県野ビル	新居浜市東田二元 2階東	丁目1385 - 1直	令和3年4月1日	介護予防訪問看護
株式会社ソラスト	介護付有料を 湯ノ浦	き人ホーム	ソラス	トさらる	愛媛県	今治市湯ノ浦22		令和3年4月1日	介護予防特定施設 入居者生活介護

○愛媛県告示第769号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定居宅サービス事業者の	指	定	居	宅	サ	- Ľ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名	名				称	所		在		地	廃业平月口	リーと人の種類
株式会社アイル′ズ	訪問看護	ステー	ション	アルク	'今治	愛媛県今	治市馬	越町三	丁目 3 :	番26号	令和3年4月9日	訪問看護
N P O法人西条	訪問介護	ステー	ション	あゆ	み	愛媛県西	条市河	[原津甲 ₄	192番址	3 3	令和3年4月15日	訪問介護

○愛媛県告示第770号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年6月1日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	-	ビ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類	
名称又は氏名	名					称		所		7.	Ξ		地			
株式会社アイル ['] ズ	訪問看記	隻ステ	ーショ	ョンア	ルク~	〉治	愛	媛県今	治市	馬越田	叮三丁	目3章	昏26号	令和3年4月9日	介護予防訪問看護	

○愛媛県告示第771号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 松山市北条辻土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持

管理)の計画の変更を令和3年5月24日認可した。 令和3年6月1日

愛媛県中予地方局長 髙 橋 敏 彦

○愛媛県告示第772号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 令和3年6月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の	指定居宅		宅	у -		ビ	ビ ス 事		業所		指定年月日	サービスの種類	
名称又は氏名	名				称		所		在		地	加足千万口	リーころの程規
セントケア四国株式会社	セントケ 浜	ア訪問	看護ス	テーシ	′ョンハ	幡愛	媛県八	幡浜市 ル1階	江戸岡-	一丁目	8番5号	令和3年4月1日	訪問看護

○愛媛県告示第773号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和3年6月1日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予	防 サ ー	ビ ス 事 業 在	所 地	指定年月日	サービスの種類
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーショ浜	ョン八幡 愛媛県マルマ	リハ幡浜市江戸岡一丁目 ビル1階	8番5号	令和3年4月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第774号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取 り 消 し た建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 29)第91号	平成29年 5月2日	山下建設(株)	山下 泰伯	宇和島市吉田町魚棚87	令和3年 4月6日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 28)第17703号	平成28年 4月22日	リベルテスクウェア(株)	兵頭 孝之	西予市宇和町卯之町4- 555	令和3年 4月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 30)第9793号	平成30年 6月6日	㈱兵頭建設	兵頭 純太	西予市宇和町下川881	令和3年 4月9日	解体工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第1270号	平成29年 8月24日	㈱伊勢屋商店	伊勢家勝正	宇和島市夏目町2-1-2	令和3年 4月19日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 28)第7585号	平成28年 4月23日	宮内建工	宮内 進	喜多郡内子町立山3730	令和3年 4月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第585号	平成29年 2月9日	(株)やまだい	太田(仁吉)	八幡浜市大黒町1 - 435 - 29	令和3年 4月22日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第14914号	平成29年 1月30日	(有)入川水道	入川美喜子	宇和島市祝森甲4207 - 1	令和3年 4月22日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

	訓	\$
--	---	-----------

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

		改 正	後						2:	女 正	前			
別表 (別表 (第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組	車数の			決裁	区分		組	車数の				決裁	区分	
織名	事務の種類	事	項	所長	課長		織名	事務の 種 類		事	項	所長	課長	
健	1 ~ 5						健	1 ~ 5						
康	省略						康	省略						
増	6 食品	1 省略					増	6 食品	1 省略	各				
進	表示法	2 食品の回収に	関すること。				進	表示法						

		113年6月1日				第211号		
課	の施行	(1) 着手等の届出の受理(第10		課	の施行			
	に関す	条の2第1項)	_		に関す			
	る事務	(2) 変更の届出の受理(食品表			る事務			
	(国民	示法第6条第8項に規定する	_		(国民			
	の健康	アレルゲン、消費期限、食品			の健康			
	の増進	を安全に摂取するために加熱			の増進			
		を要するかどうかの別その他						
	を図る	の食品を摂取する際の安全性			を図る			
	ために	に重要な影響を及ぼす事項等			ために			
	必要な	を定める内閣府令(平成27年			必要な			
	食品に	内閣府令第11号。以下この部			食品に			
	関する	 において「府令」という。)			関する			
	表示に	第 5 条第 2 項)			表示に			
	係るも	(3) 終了の届出の受理(府令第			係るも			
	のに限	5 条第 3 項)	_		のに限			
	る。)	3 省略			る。)	2 省略		
		<u> </u>				_		
	7 愛媛				7 愛媛	1 自主回収の措置に関する指導	_	
	県食の				県食の	その他の必要な指示(第22条第		
	安全安				安全安	2項)		
	心推進	1 危害情報の申出の受理(第23			心推進	2 危害情報の申出の受理(第25		
	条 例	条第1項)			条例	条第1項)		
	(平成	2 危害情報の申出に係る必要な			(平成	3 危害情報の申出に係る必要な		
	20年愛	調査及び措置(<u>第23条第2項</u>)			20年愛	調査及び措置(第25条第2項)		
	媛県条				媛県条			
	例第71				例第71			
	号)の				号)の			
	施行に 関する				施行に 関する			
	事務				事務			
	(健康				(健康			
	増進法				増進法			
	母進法及び食							
	品表示				及び食 品表示			
	法(国				法(国			
	医の健				医の健			
	康の増				康の増			
	進を図				進を図			
	るため				るため			
	に必要				に必要			
	な食品				な食品			
	に関す				に関す			
	る表示				る表示			
	に係る				に係る			
	ものに				ものに			
	限る。)				限る。)			
	に係る				に係る			
	ものに				ものに			
	限る。)				限る。)			

種 類			決	裁区	分	組	事務の		決	裁区	分
織名		事項	所長	課長		織名	乗物の種類	事項	所長		
生活	1 食品	1 食品、添加物等の検査(第25 条第1項 <u>、</u> 第68条第1項、第3				生活	1 食品	1 食品、添加物等の検査(第25 条第1項			
衛生	(昭和22年法	項)				衛生	(昭和 22年法	_			L
課	22年広 律 第	2 検査命令に関すること。	_			温	律第			_	L
	233 号)の	(1) 製品の検査命令(第26条第 1項 <u>、第68条第1項</u>)					233 号)の	(1) 製品の検査命令(第26条第 1項)			
	施行に	(2) 検査申請書の受理及び検査					施行に	(2) 検査申請書の受理及び検査			
	関する	(食品衛生法施行令(昭和28					関する	(食品衛生法施行令(昭和28			
	事務	年 政 令 <u>第229号</u>) 第 5 条 第 3 項)					事務	年 政 令 <u>第239号</u>) 第 5 条 第 3 項)			
		(3) 検査の結果の経由時の確認						(3) 検査の結果の経由時の確認			
		(第26条第5項 <u>、第68条第1</u>						(第26条第5項			
		<u>項</u>)						_)			L
		3 報告の徴収及び臨検検査等						3 報告の徴収及び臨検検査等			
		(と畜場及び食鳥処理場(認定						(と畜場及び食鳥処理場(認定			
		小規模食鳥処理業者に係るもの						小規模食鳥処理業者に係るもの			
		を除く。)並びにこれらの附属						を除く。)並びにこれらの附属			
		施設に係るものを除く。)(第						施設に係るものを除く。)(第			
		28条第 1 項 <u>、第68条第 1 項、第</u> 3 項)						28条第1項)			
		4 食品衛生管理者の設置及び変						4 食品衛生管理者の設置及び変			
		更の届出の受理(第48条第8						更の届出の受理(第48条第8			
		項、第68条第1項)						項)			
		5 営業の許可に関すること。						5 営業の許可に関すること。			
		(1) 営業の許可(<u>第55条、第68</u>						(1) 営業の許可(第52条、食品			
		条第1項						衛生法施行細則(昭和23年愛 媛県規則第62号。以下この部			
								において「細則」という。)			
)						第7条第1項)			
		(2) 許可営業者の地位の承継の						(2) 許可営業者の地位の承継の			
		届出の受理(第56条第2項、						届出の受理(第53条第2項			
		第68条第1項))			
		(3) 氏名等の変更の届出の受理						(3) 氏名等の変更の届出の受理			
								及び営業許可証の書換え交付			
		(食品衛生法施行規則(昭和						(食品衛生法施行規則(昭和			
		23年厚生省令第23号。以下こ						23年厚生省令第23号			
		の部において「省令」とい									
		<u>う。</u>)第71条) 第71条 <u>、細則第9条第</u> 2項)			
) (4) 廃業の届出の受理(省令第						<u>Z 19</u>)			
		71条の2)			_						
		衛生法施行細則(昭和23年愛						第7条第3項			
		媛県規則第62号)第6条第3									
		<u>項</u>)						_)			
								(5) 廃業、休業又は復業の届出			_
								の受理(細則第10条)			

					(6) 営業者の死亡等の届出の受		
					理(細則第12条)		
	6 営業等の届出に関すること。						T
	(1) 営業等の届出の受理(第57						Ť
	条第1項、第68条第1項、第						
	3 項)						
							†
	の届出の受理(第56条第2		-				
	項、第57条第2項、第68条第						
	1項、第3項)						
	(3) 氏名等の変更の届出の受理						$^{+}$
	(省令第71条)		-				
	(4) 廃業の届出の受理(省令第						+
	71条の2)		-				
							+
-	7 食品等の回収に関すること。		\square			+	+
	(1) 着手等の届出の受理(第58	-					
	条第1項、第68条第1項)		\square			\perp	1
	(2) 変更の届出の受理(食品衛	_					
	生法第58条第1項に規定する						
	食品衛生上の危害が発生する						
	おそれがない場合等を定める						
	命令(令和元年内閣府・厚生						
	労働省令第11号。以下この部						
	において「府省令」とい						
	う。)第3条)						1
	③ 終了の届出の受理(府省令	-					
	第4条)						
-	8 廃棄等の措置命令(と畜場及				6 廃棄等の措置命令(と畜場及		
	び食鳥処理場(認定小規模食鳥				び食鳥処理場(認定小規模食鳥		
	処理業者に係るものを除く。)				処理業者に係るものを除く。)		
	並びにこれらの附属施設に係る				並びにこれらの附属施設に係る		
	ものを除く。)(<u>第59条、第68</u>				ものを除く。)(<u>第54条</u>		
	条第1項、第3項))		
-	9 許可の取消し又は営業の禁止				<u>7</u> 許可の取消し又は営業の禁止		
	等(第60条第1項、第68条第1				等(<u>第55条第1項</u>		
	項、第3項))		
[10 施設の改善命令及び許可の取				8 施設の改善命令及び許可の取		
	消し等(第61条、第68条第1				消し等(<u>第56条</u>		
	項、第3項))		
	<u>11</u> 死体の解剖(<u>第64条第1項</u> 、		\prod		<u>9</u> 死体の解剖(<u>第59条第1項</u> 、		1
	第 2 項、第68条第 1 項)				第 2 項)		
					10 集団給食開始等の報告の受理		†
					年愛媛県条例第16号)第6条)		
2 食品	1 指示(と畜場及び食鳥処理場		\Box	2 食品	1 指示		†
表示法	(認定小規模食鳥処理業者に係			表示法			
の施行	るものを除く。)並びにこれら			の施行			
に関す	の附属施設に係るものを除			に関す			
る事務	<u>く。)</u> (第 6 条第 1 項、第 3			る事務	(第6条第1項、第3		
(国民	項)			(国民			

	, , , , , ,				70		
の健康	2 食品の回収に関すること。			の健康			
の保護	(1) 着手等の届出の受理(第10			の保護			
を図る	条の2第1項)			を図る			
ために	(2) 変更の届出の受理(食品表			ために			+
必要な	示法第6条第8項に規定する			必要な			
食品に	アレルゲン、消費期限、食品			食品に			
関する	を安全に摂取するために加熱			関する			
表示に	を要するかどうかの別その他			表示に			
係るも				係るも			
のに <u>限</u>	の食品を摂取する際の安全性にままれた影響をみばままる等			のに <u>限</u>			
<u> వ</u>	に重要な影響を及ぼす事項等			<u>り、と</u>			
	を定める内閣府令(以下この			畜場及			
	部において「府令」とい			び食鳥			
	う。)第5条第2項)			処理場			
	(3) 終了の届出の受理(府令第	_		(認定			
	5 条第 3 項)			小規模			
				食鳥処	2 申出の受付及び調査		\top
	及び食鳥処理場(認定小規模食			理業者			
	鳥処理業者に係るものを除			<u>に係る</u>			
	く。)並びにこれらの附属施設			<u>ものを</u>			
	に係るものを除く。)(第12			<u>除く。</u>)	(第12		
	条)			並びに	条)		
				<u> </u>			
				の附属			
				施設に			
				係るも			
				のを除			
_。)				<.)			
3 ~ 15				3 ~ 15			
省略				省略			
				16 愛媛	1 行商の許可に関すること。		
				県食品	(1) 許可(第3条、第5条)		\top
				行商条	(2) 許可証の書換え交付及び再		_
				例(昭	交付(第6条)		
				和27年			\dashv
				愛媛県	③ 廃業の届出の受理(第7		
				条例第	<u>条)</u>		
				62号)	(4) 報告の徴収及び検査(第11		_
				の施行	<u>条)</u>		
				に関す	(5) 処置命令及び許可の取消し		
				る事務	(第12条)	_	
16 愛媛				17 愛媛	1 ふぐの取扱所に関すること。		
- 県ふぐ				県ふぐ	(1) 営業の届出の処理(第10条		+
の取扱				の取扱	の2第1項、第10条の3第1		
いに関				いに関	項)		
する条				する条			+
例(昭				例(昭	② 変更の届出の処理(第10条		
和27年				和27年	の2第2項、第10条の3第1		
愛媛県				愛媛県	<u>項)</u>		\perp
条例第				条例第	③) 届出済証の紛失又は毀損の		
63号)				63号)	届出の処理(第10条の3第3		
" "					項)		

		備考 省略			
限る。)		限る。)			
ものに		ものに			
に係る		に係る			
限る。)		限る。)			
ものに		ものに			
に係る		に係る			
る表示		る表示			
に関す		に関す			
な食品		な食品			
に必要		に必要			
るため		るため			
護を図		護を図			
康の保		康の保			
民の健		民の健			
法(国		法(国			
品表示		品表示			
及び食		及び食			
衛生法		日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
事務		事務			
関する	調査及び措置(<u>第23条第2項</u>)	関する	調査及び措置(第25条第2項)		
施行に	2 危害情報の申出に係る必要な	施行に	<u>3</u> 危害情報の申出に係る必要な		
条例の	条第1項)	条例の	<u> </u>		
心推進	1 危害情報の申出の受理(第23	心推進	2 尼舌情報の中田の支達(第23		
安全安		安全安			4
県食の		県食の			
<u>17</u> 愛媛		18 愛媛	1 自主回収の措置に関する指導		
	2 省略		<u>4</u> 省略		
	1 省略		<u>3</u> 省略		4
	A Clamb			-	4
る事務		る事務			+
の施行に関す		の施行に関す			

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

		改	正 後									改	正	前					
	第6(第4 四事の権限に	条関係) こ属する保健福祉	上部関係事務に係	えるな	持定	決表	战事	項	,		第6 (第4 ■事の権限Ⅰ	条関係) こ属する保健福	祉部関	係事務に係	る物	寺定	決裁	;事]	頃
組	事務の				Τ	裁区				組	事務の						裁区	-	$\overline{}$
組名	計 種類	事	項	知事			課			織名	種類	事		項	知事	部長	局	課	主幹
健康										健康	1 ~ 14 省略								
進										増進課	15 愛媛 県食の	危害情報の	申出内					_	
n/T										林	<u>安全安</u> 心推進	(健康増進) (国民の健)							

	~	和3年0月1日					~~	<u> </u>	ТІА		-				
									条例の	めに必要な食品に関する表示					
									施行に	に係る部分に限る。)に係る					
									関する	ものに限る。)(第25条第2					
									事務	項ただし書)					
	15 省略									<u> </u>					
									16 省略			\vdash			
	16 省略						Н		17 省略			\vdash			
	17 省略								18 省略			_			
	18 省略								19 省略						
	19 省略								20 省略						
崩さ	省略							備	考 省略 						
組				決	裁区	分		組				決!	裁区	分	
織	事務の	 	知		専決	者	:	織	事務の	 	知		専決	各	
名	種 類	# %	事	部	局	課	主	名	種 類	# %	事	部	局	課	Ħ
			7	長	長	長	幹				7	長	長	長	卓
薬	1 ~ 15							薬	1 ~ 15						
務	省略							務	省略						
鄣	16 食品	1 省略					П	衛	16 食品	1 省略					
ŧ	衛生法	 2 食品衛生管理者及び食品衛			\Box			生	衛生法	 2 食品衛生管理者及び食品衛					
课	の施行						-	課	の施行	生監視員の養成施設に関する					
	に関す	届出に係る公示(食品衛生法							に関す	こと。					
	る事務								る事務	(1) 登録(第48条第6項第3					
		「政令」という。)第9条第								号、食品衛生法施行令(以		-			
		2 項、第20条第 2 号)								下この部において「政令」					
										<u> という。)第9条第1項第</u>					
										1号、第2項、第20条第1					
										号)					
										<u>37</u> (2) 変更の届出の処理(政令					
										第9条第2項、第16条、第					-
										20条第 2 号)					
										(3) 報告の徴収(政令第9条					
										第 2 項、第17条)				-	
										(4) 登録の取消し(政令第9		-			
										条第 2 項、第 18条、第 20条 第 3 号)					
		2 全口供出答证书上方字错题			\vdash		H					\vdash			
		3 食品衛生管理者に係る講習								3 食品衛生管理者に係る講習					
		会に関すること。			\vdash		\mathbb{H}			会に関すること。		\vdash			
		(1) 登録(第48条第6項第4								(1) 登録(第48条第6項第4					
		号、第68条第1項、政令第								号、政令第					
		34条第1号)			\vdash		\sqcup			34条第1号)		_			
										(2) 変更等の届出の処理(政					-
										令第25条、第26条、第34条					
							Ц			第2号)		_			
		(2) 省略					Ц			(3) 省略					
		(3) 省略								(<u>4</u>) 省略					
		(<u>4</u>) 省略					\Box			<u>(5)</u> 省略					
		(5) 変更等の届出に係る公示			\Box		\Box								
		(政令第34条第2号)					-								
					+		H			 (6) 報告の徴収(政令第32					
										条)				-	

						(7) 立入検査(政令第33条第			-
						1項)			
	4 食中毒発生状況報告に関す		\top			4 食中毒発生状況報告に関す		$ \ $	
	ること(<u>第63条第3項</u> 、第5					ること(<u>第58条第3項</u> 、第5			
	項、第68条第1項)					項)			
	5 食品衛生推進員の委嘱(<u>第</u>					5 食品衛生推進員の委嘱(<u>第</u>			
	67条第 2 項)					61条第2項)			
	6 省略					6 省略			
17 · 18					17 · 18				
省略	1.7 少略				省略	1.7 少岐			_
19 変版	1 • 2 省略		+		児食の	1・2 省略 			
安全安					安全安				-
心推進			\perp		心推進	<u> </u>			\dashv
条例の					条例の	4 自主回収の終了の報告の受			-
施行に				_	施行に	理 (第22条第 3 項)		Ш	
関する					関する	5 自主回収の公表及び関係行			
事務					事務	<u>政機関の長に対する情報提供</u>			
3.32					3.32	(第23条)			
						6 他の行政機関の長に対する			-
						危害情報の申出内容の通知			
						(食品衛生法及び食品表示法			
						(国民の健康の保護を図るた			
						めに必要な食品に関する表示			
						に係る部分に限る。)に係る			
						ものに限る。) (第25条第2			
						<u>項ただし書)</u>			
20 ~ 24					20 ~ 24				
省略					省略				\perp
25 愛媛						1 ふぐ取扱者に関すること。			
県ふぐ					県ふぐ	(1) 免許及び再免許(第3条			-
の取扱					の取扱	第1項、第7条第1項、第			
いに関					いに関	13条第 3 項)			
する条					する条	(2) 免許証の再交付(第7条			
例の施					例の施	第 2 項)			
行に関					行に関	(3) 死亡の届出の受理(第10			\forall
する事 務					する事	条)			
				7		(4) 免許の取消し(第13条第		П	\exists
						1項、第2項)			
		+	+			(5) 業務の停止処分(第13条			\forall
						第2項)	-		
	1 省略					2 省略			\dashv
	2 ふぐ取扱者の免許証の再交]				П	\exists
	付(第7条第2項)								
						3 ふぐの取扱所に関するこ			\dagger
						<u> 논.</u>			
				7		(1) 営業の届出の処理(第10			\exists
						条の2第1項、第10条の3			
1			1 1			第 1 項)		1 1	

					② 変更の届出の処理(第10		
					条の2第2項、第10条の3		
					第1項)		
					③) 届出済証の紛失又は毀損		
					の届出の処理(第10条の3		
					第 3 項)		
					(4) 廃業等の届出の受理(第		
					10条の4)		
26 · 27				26 · 27			
省略				省略			

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	「3(第4条関 の梅限に属す	『係) る健康福祉環境	郊間係事務に	仮ス性定	' 油 ≢	北東西		3 (第4条の機関に属	-	境部関係事務に係る	、怯完	'油≢	北車
) X (が 作 収 に 髙 9	の庭尿価征場児	可用用所要物に		裁区		问及		9 る健康価値場	ᆑᄧᅗᅓᇉᇄ	T	裁区	
組織名	事務の種類	事	項	局長	部長	央者 課 長	組織名	事務の 種 類	事	項	局長	部長	課
生活 衛生課	1~10省略						生活衛生課	1~10 省略 11 愛媛 の取にはるのには すのにはる 例にる 務	1 ふぐ取扱者 付(第11条)	ឥ検査員の証票の交 <u>−</u>		_	
	11 省略 12 省略 13 省略 14 省略							12 省略 13 省略 14 省略 15 省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方局長に対する事務の委任)	(地方局長に対する事務の委任)
第13条 省略	第13条 省略
2 省略	2 省略
3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの	3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの
は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(70) 省略 (71) 削除

(72)~(101) 省略

4~6 省略

(1)~(70) 省略

(71) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第11条第2項の規定に基づ 〈ふぐ取扱者検査員の証の交付に関すること。

(72) ~ (101) 省略

4~6 省略

(愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

後 改 īF 改 īF 前 (事務の委任) (事務の委任) 第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。 第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)~(23) 省略 (1)~(23) 省略 ②4 食品衛生法第59条の規定により、必要な処置をとることを命 ②4 食品衛生法第54条の規定により、必要な処置をとることを命 ずること(と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に ずること(と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に 係る食鳥処理場を除く。)並びにこれらの附属施設に係るもの 係る食鳥処理場を除く。)並びにこれらの附属施設に係るもの に限る。)。 に限る。)。

附 則

(25)・(26) 省略

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和3年5月21日あったので公表する。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 令和3年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 令和3年6月6日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

	病	院	名	所	在	地
医療	法人	敬愛会久米	病院	松山市南久之	⊀ 723	
医療	法人:	北辰会西条河	市民病院	西条市小松町	叮妙口甲1	1521
		人 新居浜程 居浜病院	精神衛生研究	新居浜市松原	原町13 - 4	17
医療	法人	十全会十全:	ユリノキ病院	新居浜市角里	 野新田町	1 - 1 - 28
八帽	浜市医	師会立双岩	病院	八幡浜市若L	山4番耕垣	也160 - 1

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独ま たは併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年6月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

トップリフターの購入

(2) 購入物品名及び数量

(25)・(26) 省略

トップリフター 1台

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。
- (4) 納入期限 令和 4 年 3 月24日(木)
- (5) 納入場所 松山港国際物流ターミナル内(松山市大可賀三丁目)
- (6) 入札方法
 - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

令和3年7月13日(火)午前9時から同月14日(水)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 令和3年7月14日(水)午前10時00分 愛媛県庁 第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した 物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基 づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。 提出期限:令和3年7月6日(火)午後5時

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Empty Container Handler range , 1 set .
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 14 July 2021
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 187

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年6月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 17)の一部を次のように改正する。

				2		正	後					改		正	前		
別表(第2条、第3条関係)									別	表(第2	条、第3	8条関係)				
		委託地								委託地							
		方公共		機	関		職			方公共		機	関			職	
		団体								団体							
		上島町	上島町省略						上島町	省略	省略						
			町長部	本庁			部長 課長 会計管理者				町長部	本庁			課長	総務課危機管理室	
			局				船長 総務課長補佐				局				主幹	住民課主幹 会計	
							総務課庶務係長								管理者	当 総務課長補佐	

	マ YU .	3 4 0	月1日	<u> </u>		7 5	HX			
										(人事又は予算を担当る るものに限る。) 総数 課庶務係長 総務課財政 係長
		出先	支所	支所長 課長	•			出先	支所	支所長 課長 船長
		機関	省略		•			機関	省略	
	省略				-		省略			
久万高	省略					久万高	省略			
原町	町長部局	本庁		課長 事務 局長 会計管理者 総務 課総務行政班長 総務課 財政管財班長		原町	町長部局	本庁		課長 総合戦略監 事系 局長 会計管理者 総系 課総務行政班長 総務 財政管財班長
		出先	省略					出先	省略	
		機関	養護老人ホ	施設長				機関	養護老人ホ	総括局長
			- Д						- Д	
			省略						省略	
									診療所(面	所長
									河診療所に	
					-				限る。)	
	省略						省略			
松前町	省略					松前町				
	町長部	本庁		部長 理事 課長 会計			町長部	本庁		部長 理事 課長 会計
	局			管理者 総務課長補佐			局			管理者 総務課長補存 (人事を担当するものに
										限る。) 財政課長補係
				総務課職員係長 財政						総務課職員係長 財政
				課財政係長						課財政係長
	省略						省略			
省略						省略				
内子町	省略					内子町	省略			
	町長部本庁			課(室)長 会計管理者			町長部本庁			課(室)長 会計管理者
	局			課付課長 総務課長補			局			総務課長ネ
				佐 総務課政策調整班長 総務課人事・給与係長						佐 総務課政策調整班長 総務課人事・給与係長
				総務課財政係長						総務課財政係長
		省略						省略		
,	 省略						 省略			
	=					伊方町	省略			
伊方町	省略				1 1					
伊方町		本庁		課長 会計管			町長部	本庁		課長 課付課長 会計管
伊方町	省略	本庁		課長 会計管 理者 総務課総務管理室			町長部局	本庁		課長 課付課長 会計管理者 総務課総務管理
伊方町	省略町長部	本庁						本庁		———— 理者 総務課総務管理室
伊方町	省略町長部	本庁		理者 総務課総務管理室 長 総合政策課財政管理 室長 総務課総務管理室				本庁		理者 総務課総務管理3 長 総合政策課財政管理 室長 総務課総務管理3
伊方町	省略町長部	本庁		理者 総務課総務管理室 長 総合政策課財政管理 室長 総務課総務管理室 主任 総合政策課財政管				本庁		理者 総務課総務管理 至長 総合政策課財政管理 至長 総務課総務管理 至 主任 総合政策課財政管理 を
伊方町	省略町長部	本庁		理者 総務課総務管理室 長 総合政策課財政管理 室長 総務課総務管理室				本庁		理者 総務課総務管理 至 長 総合政策課財政管理 室 長 総務課総務管理 至 主任 総合政策課財政管理 室主任 総合政策課財政管理室主任 (予算を担当 3
伊方町	省略町長部			理者 総務課総務管理室 長 総合政策課財政管理 室長 総務課総務管理室 主任 総合政策課財政管						理者 総務課総務管理室長 総合政策課財政管理
伊方町	省略町長部	本庁		理者 総務課総務管理室 長 総合政策課財政管理 室長 総務課総務管理室 主任 総合政策課財政管				本庁		理者 総務課総務管理3 長 総合政策課財政管理 室長 総務課総務管理3 主任 総合政策課財政管理 理室主任 (予算を担当3

省略			
鬼北町	省略		
	町長部	本庁	課(室)長 会計
	局		管理者 総務財政課庶務
			係長 総務財政課財政係
			長
		省略	
	省略		
愛南町	省略		
	町長部	本庁	課長 会計管理者 農業
	局		支援センター長
			企画財
			政課長補佐(予算を担当
			するものに限る。) 総
			務課職員係長 企画財政
			課財政係長
		省略	
	省略		
省略			
大洲喜	特別養詞	護老人ホーム	事務局長 施設長
多特別			
養護老			
人ホー			
ム事務			
組合			
省略			

省略				
鬼北町	省略			
	町長部	本庁		課(室)長 主幹 会計管理者 総務財政課庶務係長 総務財政課財政係長
		省略		
	省略			
愛南町	省略			
	町長部局	本庁		課長 会計管理者 農業 支援センター長 総務課 長補佐(人事を担当する ものに限る。) 企画財 政課長補佐(予算を担当 するものに限る。) 総 務課職員係長 企画財政 課財政係長
省略				
大 多 養 人 ム 組 書 合	特別養富	養老人	ホーム	施設長
省略				

備考 省略

備考 省略 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第10号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。 令和3年6月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

- 1 委託した事務の範囲及び内容愛媛県立今治病院、南宇和病院及び新居浜病院のテレビ等使用 料の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 総合メディカル株式会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号
- 3 委託期間 令和3年5月4日から令和3年7月31日まで

令和3年6月1日 発行 818